

第3回 雲出川下流における避難のあり方検討会

議事次第

日時：平成27年7月9日（木）

15：00～17：00

場所：サンデルタ香良洲

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

- (1) 第2回検討会議事要旨の確認
- (2) 雲出川下流における氾濫危険水位および避難判断水位の設定
- (3) 雲出川下流における避難勧告基準の見直し
- (4) 新たなステージに対応した防災・減災のあり方
- (5) 避難行動につなげるために
- (6) 避難情報の提供
- (7) 雲出川下流における避難誘導・避難情報のあり方の提言（案）

6. 閉会

<配布資料>

- 資料－1 議事次第
- 資料－2 第2回検討会議事要旨
- 資料－3 雲出川下流における氾濫危険水位および避難判断水位の設定
雲出川下流における避難勧告基準の見直し
新たなステージに対応した防災・減災のあり方
避難行動につなげるために
避難情報の提供
- 資料－4 雲出川下流における避難誘導・避難情報のあり方の提言（案）

第3回 雲出川下流における避難のあり方検討会

出席者名簿

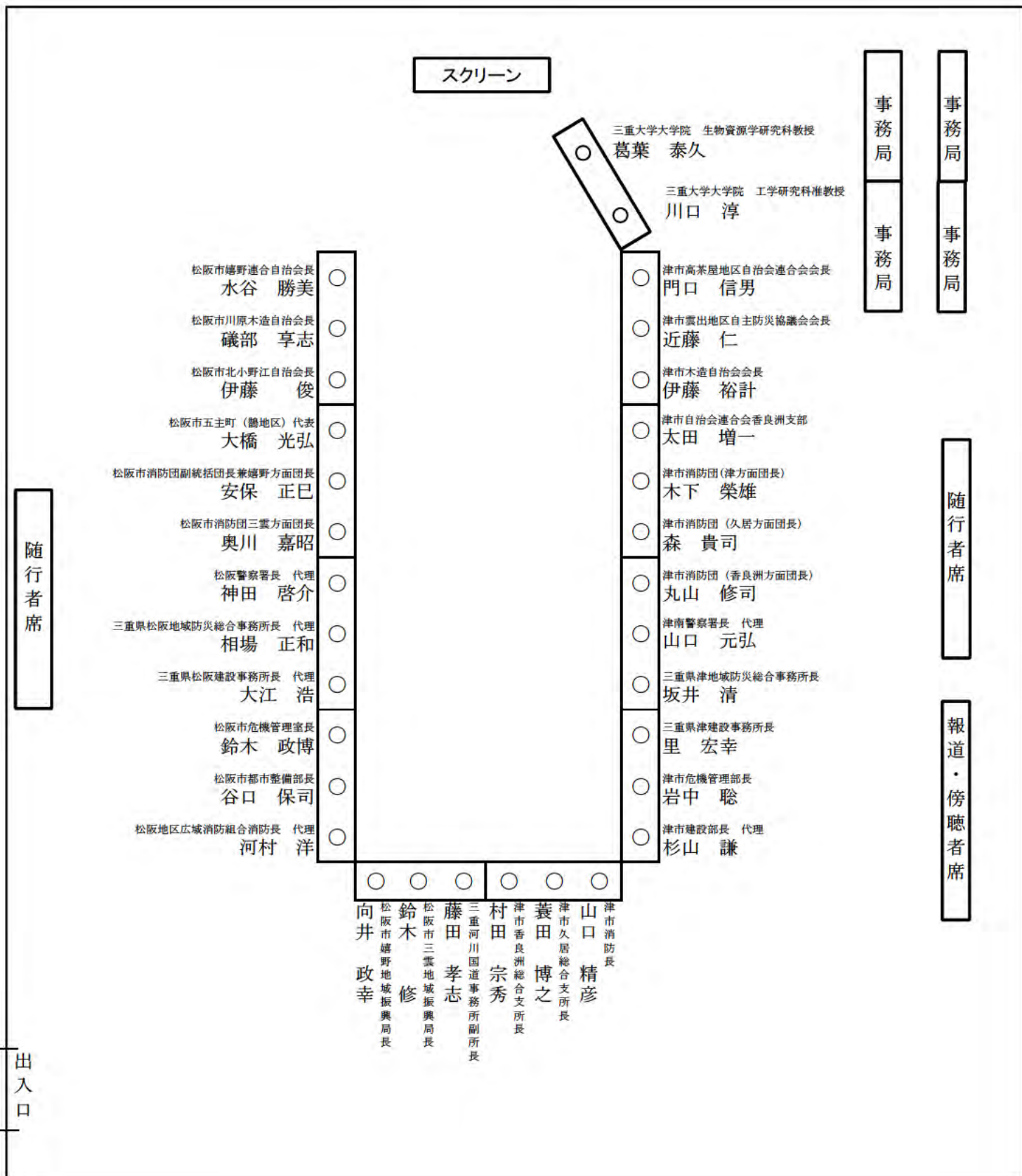
| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|--------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 座長 | 葛葉 泰久 | 三重大学大学院 生物資源学研究科 教授 | |
| 委員 | 川口 淳 | 三重大学大学院 工学研究科 准教授 | |
| 委員 | 門口 信男 | 津市高茶屋地区自治会連合会会長 | |
| 委員 | 近藤 仁 | 津市雲出地区自主防災協議会会長 | |
| 委員 | 伊藤 裕計 | 津市木造自治会会長 | |
| 委員 | 太田 増一 | 津市自治会連合会香良洲支部会長 | |
| 委員 | 水谷 勝美 | 松阪市嬉野連合自治会長 | |
| 委員 | 磯部 享志 | 松阪市川原木造自治会長 | |
| 委員 | 伊藤 俊 | 松阪市北小野江自治会長 | |
| 委員 | 大橋 光弘 | 松阪市五主町（鵜地区）代表 | |
| 委員 | 木下 榮雄 | 津市消防団本部副団長兼津方面団長 | |
| 委員 | 森 貴司 | 津市消防団久居方面団長 | |
| 委員 | 丸山 修司 | 津市消防団香良洲方面団長 | |
| 委員 | 安保 正巳 | 松阪市消防団副統括団長兼嬉野方面団長 | |
| 委員 | 奥川 嘉昭 | 松阪市消防団三雲方面団長 | |
| 委員 | 稲垣 好人 | 津南警察署長 | (代理出席) 津南警察署 警備課警備第二係長 山口 元弘 |
| 委員 | 池田 政哉 | 松阪警察署長 | (代理出席) 松阪警察署 警備課警備第二係長 神田 啓介 |
| 委員 | 坂井 清 | 三重県津地域防災総合事務所長 | |
| 委員 | 里 宏幸 | 三重県津建設事務所長 | |
| 委員 | 長谷川 耕一 | 三重県松阪地域防災総合事務所長 | (代理出席) 松阪地域防災総合事務所 地域防災課主幹 相場 正和 |
| 委員 | 服部 喜幸 | 三重県松阪建設事務所長 | (代理出席) 松阪建設事務所 副所長兼保全室長 大江 浩 |
| 委員 | 岩中 聡 | 津市危機管理部長 | |
| 委員 | 加藤 貴司 | 津市建設部長 | (代理出席) 津市建設部 次長 杉山 謙 |
| 委員 | 山口 精彦 | 津市消防長 | |
| 委員 | 蓑田 博之 | 津市久居総合支所長 | |
| 委員 | 村田 宗秀 | 津市香良洲総合支所長 | |
| 委員 | 鈴木 政博 | 松阪市危機管理室長 | |
| 委員 | 谷口 保司 | 松阪市都市整備部長 | |
| 委員 | 水井 寛 | 松阪地区広域消防組合消防長 | (代理出席) 松阪地区広域消防組合 松阪北署長補佐 河村 洋 |
| 委員 | 向井 政幸 | 松阪市嬉野地域振興局長 | |
| 委員 | 鈴木 修 | 松阪市三雲地域振興局長 | |
| 委員 | 藤田 孝志 | 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長 | |

第3回 雲出川下流における避難のあり方検討会 配席表

日時：平成27年7月9日（木）

15:00～17:00

場所：サンデルタ香良洲（保健会議室）



雲出川下流における避難のあり方検討会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は「雲出川下流における避難のあり方検討会（仮称）」（以下、「検討会」という。）とする。

(目的)

第2条 検討会は、雲出川下流における洪水発生時の避難誘導のあり方や、住民の的確な避難行動のあり方などを様々な観点から議論し、情報提供の向上・強化を図り、方向性をとりまとめる事を目的とする。

(組織等)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

2. 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

(会議等)

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は委員の互選によってこれを定める。
3. 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 検討会は必要に応じて適宜開催するものとし、座長が招集する。

(情報公開)

第5条 検討会の会議、会議資料、議事録については、個人情報などに関わるものを除き、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、津市危機管理部防災室、松阪市危機管理室及び国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所調査第一課が行うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、検討会で定めるものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年1月27日から施行する。

雲出川下流における避難のあり方検討会

委員名簿

| | 氏名 | 所属 | 専門分野等 |
|----|--------|--------------------------------|-----------------|
| 座長 | 葛葉 泰久 | 三重大学大学院 生物資源学研究科 教授 | 河川工学 |
| 委員 | 川口 淳 | 三重大学大学院 工学研究科 准教授 | 地域防災 |
| 委員 | 門口 信男 | 津市高茶屋地区自治会連合会会長 | 津市 |
| 委員 | 近藤 仁 | 津市雲出地区自主防災協議会会長 | 津市 |
| 委員 | 伊藤 裕計 | 津市木造自治会会長 | 津市 |
| 委員 | 太田 増一 | 津市自治会連合会香良洲支部会長 | 津市 会長交代による委員変更 |
| 委員 | 水谷 勝美 | 松阪市嬉野連合自治会会長 | 松阪市 |
| 委員 | 磯部 享志 | 松阪市川原木造自治会会長 | 松阪市 |
| 委員 | 伊藤 俊 | 松阪市北小野江自治会会長 | 松阪市 |
| 委員 | 大橋 光弘 | 松阪市五主町（鶴地区）代表 | 松阪市 |
| 委員 | 木下 榮雄 | 津市消防団本部副団長兼津方面団長 | 津市 |
| 委員 | 森 貴司 | 津市消防団久居方面団長 | 津市 |
| 委員 | 丸山 修司 | 津市消防団香良洲方面団長 | 津市 |
| 委員 | 安保 正巳 | 松阪市消防団副統括団長兼嬉野方面団長 | 松阪市 |
| 委員 | 奥川 嘉昭 | 松阪市消防団三雲方面団長 | 松阪市 |
| 委員 | 稲垣 好人 | 津南警察署長 | 三重県 |
| 委員 | 池田 政哉 | 松阪警察署長 | 三重県 |
| 委員 | 坂井 清 | 三重県津地域防災総合事務所長 | 三重県 |
| 委員 | 里 宏幸 | 三重県津建設事務所長 | 三重県 異動による委員変更 |
| 委員 | 長谷川 耕一 | 三重県松阪地域防災総合事務所長 | 三重県 異動による委員変更 |
| 委員 | 服部 喜幸 | 三重県松阪建設事務所長 | 三重県 異動による委員変更 |
| 委員 | 岩中 聡 | 津市危機管理部長 | 津市 |
| 委員 | 加藤 貴司 | 津市建設部長 | 津市 異動による委員変更 |
| 委員 | 山口 精彦 | 津市消防長 | 津市 |
| 委員 | 養田 博之 | 津市久居総合支所長 | 津市 異動による委員変更 |
| 委員 | 村田 宗秀 | 津市香良洲総合支所長 | 津市 異動による委員変更 |
| 委員 | 鈴木 政博 | 松阪市危機管理室長 | 松阪市 異動による委員変更 |
| 委員 | 谷口 保司 | 松阪市都市整備部長 | 松阪市 |
| 委員 | 水井 寛 | 松阪地区広域消防組合消防長 | 松阪市 |
| 委員 | 向井 政幸 | 松阪市嬉野地域振興局長 | 松阪市 異動による委員変更 |
| 委員 | 鈴木 修 | 松阪市三雲地域振興局長 | 松阪市 |
| 委員 | 藤田 孝志 | 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長 | 国土交通省 異動による委員変更 |

(順不同・敬称略)

雲出川下流における避難のあり方検討会の運営について

(主 旨)

雲出川下流における避難のあり方検討会（以下「検討会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍 聴)

1. 検討会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ②意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の意見用紙により意見等を述べるすることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。
 - ③私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ④会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ⑤携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑥会議中のカメラ等による撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の挨拶まで撮影は可能とします。
 - ⑦会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑧その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 検討会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または座長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

検討会資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所ホームページなどで公表としますが、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。